

茨 町 企 第 46 号
平成19年8月30日

茨城町総合計画審議会会長 殿

茨城町長 小 林 宣 夫

茨城町第5次総合計画の策定について(諮問)

茨城町では、平成16年に策定した「茨城町第4次総合計画」に基づき、“魅力ある、希望に満ちたまち いばらき”をめざし、21世紀の総合的なまちづくりに取り組んでまいりました。

県内の自治体も合併により、44市町村に再編され、地方分権や三位一体改革の波が益々強いうねりとなって押し寄せてきています。

このことにより、町を取り巻く情勢も変化し、行財政の効率化、町民参画・協働の推進や生活環境の整備等「安全で、安心な活力あるまちづくり」を実現するための指針となる「茨城町第5次総合計画」を策定する必要性が生じています。

つきましては、第5次総合計画を策定するにあたり、茨城町総合計画審議会条例第2条に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成20年7月17日

茨城町長 小林 宣夫 殿

茨城町総合計画審議会
会長 佐藤 方彦

茨城町第5次総合計画の策定について(答申)

平成19年8月30日付け茨町企第46号で当審議会に諮問のあったことについては、専心検討の結果、別添基本計画案のとおり答申します。

なお、この答申に基づく計画の実現に向けて、下記事項に十分留意し円滑に執行されるよう要望します。

記

- 1 活力にあふれ魅力あるまちづくりのために、地域特性を活かした農業の振興や優良企業の誘致を積極的に展開し、健全な財政運営を築かれたい。
- 2 総合計画の推進にあたり、実態を踏まえた計画の内容や行政情報などをわかりやすく提供し、町民と一体になったまちづくりに努められたい。
また、各施策目標達成に向けて計画的な事業展開に努められたい。
- 3 更なる行財政改革を推進し真に自立した町政運営にあたり、複雑化する町民ニーズに対応できるように、事業実施にあっては評価と改善を踏まえた柔軟で効率的な執行と十分な運営管理に努められたい。

茨城町総合計画審議会委員

(敬称略)

所 属	氏 名	備 考
町議会議長	小 貫 昭 夫	
町議会総務常任委員会委員長	高 安 能 久	
町農業委員会会長	中 村 博 親	
町商工会会長	皆 川 重 孝	副会長
ひぬま川土地改良区理事長	仲 内 利 一	
町区長会会長	佐 藤 方 彦	会 長
町女性会連絡協議会会長	細 谷 巴	平成19.8.30～ 平成20.4. 2
町女性会連絡協議会会長	櫻 井 蓉 子	平成20.6. 6～
町教育委員長	高 野 一 雄	
町民生委員会会長	塙 琴	
町学校長会会長(梅香中)	清 水 正 三	平成 19.8.30 ～ 平成 20.3.31
町学校長会会長(川根小)	平 沼 正 美	平成 20.6. 6 ～
学識経験者	島 津 利 幸	
学識経験者	海老澤 要 人	
学識経験者	長谷川 保	
学識経験者	清 水 衛	
学識経験者	中 村 忍	

茨城町総合計画審議会条例

昭和 45 年 7 月 29 日
条 例 第 1 4 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき茨城町総合計画審議会(以下「審議会」という。)をおく。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、茨城町総合計画の策定その他その実施に関し、必要な調査及び審議をする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 団体代表
- (4) 町職員

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問にかかる事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 茨城町新町建設審議会設置条例(昭和 31 年茨城町条例第 69 号)は、廃止する。